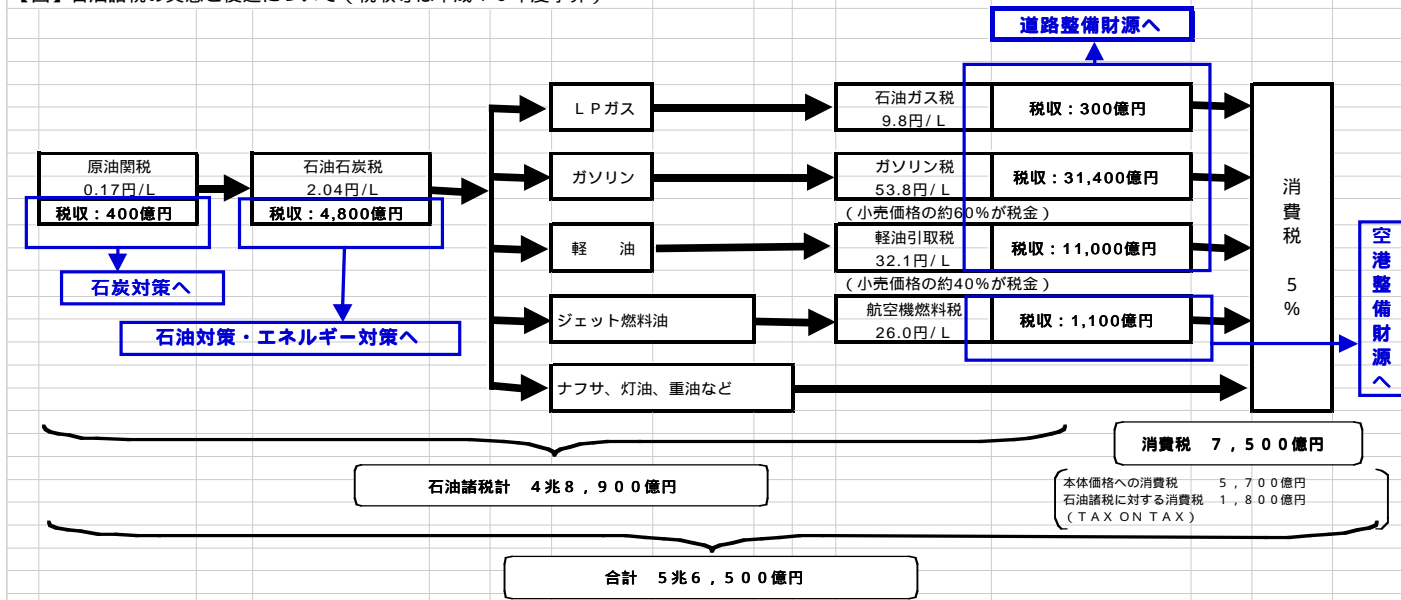


ガソリン税など石油諸税の実態について

1. 石油諸税の課税実態と消費税の二重課税 (TAX ON TAX) について

- ガソリン税など石油諸税収入は、**年間5兆6,500億円 (消費税額7,500億円含む)** に達する。
国税収入の約9%を占めるほど巨額の税収入
- ガソリンは小売価格の約60%が税金** となっている。(関税+石油石炭税+ガソリン税+消費税)
- ガソリン税など**石油諸税に対しては消費税が二重課税 (TAX ON TAX) されている**
二重課税 (TAX ON TAX) は、年間1,800億円 にものぼる。
- 消費税導入時(平成元年)に調整措置がなされなかったのは石油諸税のみ。

【図】石油諸税の実態と使途について (税収等は平成16年度予算)



2. 石油諸税の使途等問題点

- 最近では本来の目的から外れ、なし崩し的に使途が拡大されている。**
 特定財源における受益と負担の関係が曖昧になっている。
 (例) ガソリン税などの道路財源の使途拡大
 - 有料道路に充当 (4公団などに対する出資金、利子補給金など)
 - 地下鉄インフラ整備、港湾関連などの交通連携整備
 - 交通安全、共同溝、沿道環境整備などの道路環境整備
 - 直轄高速道路整備
- 石油諸税の使途は全て特定財源。
 - ガソリン税・軽油引取税・石油ガス税は、「道路整備財源」へ充当。
 - 石油石炭税は、「石油対策・エネルギー需給構造高度化対策財源」へ充当。
- 高率な税が脱税の誘因となり、環境への悪化および市場の混乱を引き起こしている。**
 (例) 灯油・A重油等の混和などによる軽油引取税の脱税